

鳥取県における 原子力防災に関する取組 (平成28年度)

平成29年3月27日(月)

- 1 広域避難（一時移転）の実施要領**
- 2 モニタリング体制の整備**
- 3 原子力防災訓練の実施**
- 4 放射線防護対策の実施**
- 5 安定ヨウ素剤の備蓄**
- 6 原子力災害時の医療体制**
- 7 避難退域時検査会場**
- 8 住民等への普及啓発**
- 9 平成29年度の取組み**

1 広域避難（一時移転）の実施要領

避難経路の確保

- 道路管理者(国、市町村、NEXCO西日本等)や警察と連携し、道路状況の確認及び避難経路の確保を行います。
- 国道431号は津波に影響を受けることが想定されており、早期に使用可能であるか確認し、使用が可能な場合は避難車両の誘導を行います。
- 西部エリアの避難誘導等を円滑に行うため、琴浦大山警察署(琴浦町)に常設の実動機関現地合同調整所を設置しました。

※避難元から避難先までの避難について、地区ごとに一時集結所、避難経路等を具体的にマッチングしています。

